

令和6年度第3回 佐倉警察署協議会

- 1 開催日
令和6年12月11日（水曜日）
- 2 開催場所
佐倉警察署
- 3 出席者
・協議会委員9人 ・警察署16人

- 4 業務報告
(1) 管内の犯罪発生状況等について
(2) 管内の交通事故発生状況等について
(3) 改正道路交通法の概要等について

5 警察署からの諮問事項

【諮問】

駐車監視員活動ガイドラインに関する説明について

【答申】

中志津地区内のエリアについても追加措置等、再検討願いたい。

【回答】

検討します。

6 委員からの要望・意見等

(1) 【質問】

自転車運転者講習制度について、あまりなじみがないので、ご説明を頂きたい。

【回答】

こちらは、自転車運転者が危険な行為を繰り返した場合、3年以内に2回以上の取締を受けた場合に受講対象となります。

千葉県公安委員会から受講命令がくるので、きちんと受けて頂ければと思います。

講習を受けるのは3時間ほどとなり、受けていただければ、処罰行為はありません。

しかし、受講命令に従わなければ、罰金の対象になります。

具体的な危険行為ですが、飲酒運転等をはじめ、通行禁止違反、通行区分違反、整備不良、携帯電話の操作等になります。

(2) 【質問】

県内を含めた首都圏を中心に「闇バイト」を実行役とする強盗事件等が多発しているが、佐倉警察署としての「闇バイトは犯罪である。」等と言った広報啓発活動の実態についておたずねしたい。

【回答】

佐倉警察署の具体的な活動としては、生活安全部少年課等と連携し、各学校に訪問して防犯講話を行って闇バイトの危険性を訴えているところでもあります。

また、少しでも若い世代への興味や関心を持ってもらうべく、漫画を作成したところでもあります。こちらは、実際に当署員が作成したものととなります。現在、学校等に配付中であり、大変好評であることから、駅や学校等に多くの方々に目が触れる場所

への掲出を検討中であります。

いずれにしても、これらの犯罪を防ぐには、若年層の理解を深めていくことが極めて重要であり、こういったあらゆるツールを用いて広報啓発活動を推進していきたいと考えております。

(3) 【質問】

佐倉市中志津地先の一時停止の規制要望を佐倉警察署交通課に提出している。

その後の経過について、再度おたずねしたい。

【回答】

前回協議会で、「一時停止標識の必要性や設置可能かなどについて検討するため、当署から県警本部へ現場確認の申し入れをしている」との回答をさせていただいております。

この件について、その後の進捗状況についてご説明させていただきます。

前回協議会后、当署から県本部に一時停止規制の必要性について説明した上で、県本部の担当者と現場確認を実施いたしました。

この結果、県本部から、「現状、一時停止規制の必要性は認められない」との回答があり、ご期待に添えない結果となりました。

必要性が認められない理由ですが、「いずれの交差点も丁字路であり、一時停止規制を設けるまでもなく、道路の優先関係が明白であるため」とのことでした。

ただし、令和4年の安全施設の整備後も住民の皆さんが不安を感じていらっしゃるということから、これに加えて、実施可能な安全対策について検討致しました。

規制をするのではなく、ハード面で、工作物の設置を検討しているところです。

具体的には、交差点付近にポストコーンや外側線を設置することで、通過車両の速度抑制を図るといったものとなります。

ポストコーンとは、オレンジ色のゴム製のもので、自動車等に踏みつけられても自然復元するもので、道路中央戦や合流地点に設置されることが多いものです。

この点については、今後、道路管理者と現場確認を予定しております。

安全施設整備の一つとして検討していきたいと考えているところです。

【要望】

この件は、前回の協議会において、地域市民と警察側合同による現地確認を要望していたものであるが、実現されなかったもので、地元市民と警察側で再度、現地の確認を行い、一時停止の規制を設置することができないこと等について直接説明を受けたい。

【回答】

市民の方々との現地確認については、交通部交通規制課の担当者と調整を行い、追ってご連絡します。

(5) 【要望】

闇バイトの危険性や SNS にまつわるトラブル等について、学校へ出向き、警察側と若い人達のコミュニケーションを図ることや教育をやってもらうことはできないか。

【回答】

こういう対応については、以前からずっと対応してきていることではあります。

具体的には、SNS に関する出前型出張相談所です。署員と少年補導員が 2 人 1 組で学校訪問をして相談受付をしたり、指導をしたりしています。

現在は、ラインで画像等を拡散したり、ラインでグループに入れない等のラインいじめも非常に多くなって来ているところです。

認知件数は減ってきていますが、潜在化もしているので、引き続き佐倉署では予防策をとっていきます。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

なし